

公共調達適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく競争入札に係る情報の公開（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日 行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格（単位：円）	契約金額（単位：円）	落札率	公益法人の場合			備考	
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数		
什器のリース	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東 和美 東京都港区北青山2-8-35	H29. 9. 11	広友サービス株式会社 東京都港区赤坂1-4-17	3010401009875	一般競争入札（総合評価の実施なし）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	1,605,592	—	—	—	—		
JISS統合情報環境システムの開発及び保守	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東 和美 東京都港区北青山2-8-35	H29. 9. 14	富士通株式会社 東日本営業本部ヘルスケア統括営業部 東京都港区東新橋1-5-2	1020001071491	一般競争入札（総合評価の実施あり）		624,240,000	577,800,000	92.6%	—	—	—	
MRI筋形態解析システムの改修及び保守	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東 和美 東京都港区北青山2-8-35	H29. 9. 15	株式会社日立製作所 ヘルスケア首都圏営業部 東京都台東区東上野2-16-1	7010001008844	一般競争入札（総合評価の実施なし）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	61,560,000	—	—	—	—		
通気測定マシンの購入	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東 和美 東京都港区北青山2-8-35	H29. 9. 20	広友サービス株式会社 東京都港区赤坂1-4-17	3010401009875	一般競争入札（総合評価の実施なし）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	3,888,000	—	—	—	—		
新国立競技場の運営管理に係る民間事業化に向けた検討業務の委託	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東 和美 東京都港区北青山2-8-35	H29. 9. 21	みずほ総合研究所株式会社 東京都千代田区内幸町1-2-1	5010001021403	一般競争入札（総合評価の実施あり）		35,640,000	13,500,000	37.9%	—	—	—	
「パラリンピック競技（車いすバスケットボール）における女性アスリート強化のための競技大会プロジェクト」関係業務の委託	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東 和美 東京都港区北青山2-8-35	H29. 9. 22	株式会社トップ・スタッフ 東京都渋谷区桜丘町18-4	2011001015918	一般競争入札（総合評価の実施なし）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	1,309,435	—	—	—	—		
国立代々木競技場の物品等の保管場所の借上げ	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東 和美 東京都港区北青山2-8-35	H29. 9. 22	広友物産株式会社 東京都港区赤坂1-4-17	3010401081239	一般競争入札（総合評価の実施なし）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	16,394,400	—	—	—	—		

物品役務等の名称及び数量	契約担当者等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	契約の相手方の法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格（単位：円）	契約金額（単位：円）	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
トレーニング体育館総合支援システムの改修及び保守	契約担当役 独立行政法人日本スポーツ振興センター 理事長 大東 和美 東京都港区北青山2-8-35	H29. 9. 29	株式会社 T S P 東京尾渋谷区道玄坂1-10-5	1010001136725	一般競争入札（総合評価の実施なし）	同種の他の契約の予定価格を類推されるおそれがあるため公表しない	65,880,000	—	—	—	—	

※公益法人の区分において、「公財」は「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

（注）必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。